

(その97) 世帯分離で生活保護が受けられました(2013.10)

8月中旬、川崎区渡田4丁目に住むMさん夫妻が「健康を害して働く事もままならないので相談に乗って欲しい」と相談センターに見えました。宮原所長が対応したところ、「医者から前立腺がんが見つかりほかにも転移していて手術が出来ない」と言われたとのことでした。「仕事も満足にできないが何もしないと1日中病気のことばかり考えて眠れなくなってしまう」ということでした。「これまでは貯金を崩して医療費を払ってきたが底をついてしまったので福祉の世話になりたい」とのことでした。

その日に福祉センターに同行し生活保護受給の申請をしたところ働いていないが同居している息子さんと別居し世帯分離すること、働いたときは申告することが必要と話されました。

帰って家族で話し合い、息子さんは別居し働くことになりました。

仕事は毎朝2時間だけ働くことになり、9月初旬申請は受理されました。

9月中旬Mさん夫妻は「おかげさまで本当に助かりました。これからは心配なく病院に行けることになり少し元気になりました」と笑顔でお礼にこられました。